



令和7年度 保存版 [目に付くところに貼っておいてください!]



台風（特別・暴風警報）等に対する非常措置についてのお知らせ

台風等により「京都市」（テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に『特別警報』『暴風警報』が発令された場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ等の報道に注意してください。

【裏面には「地震に対する非常措置についてのお知らせ」を掲載しています】

★『暴風警報』が登校前に発表された場合

『暴風警報』が解除されるまでは、登校を見合わせ自宅待機させてください。

★『暴風警報』が登校前及び待機中に解除された場合

午前7時までに解除になった場合	平常授業
午前9時までに解除になった場合	3校時(午前10時40分)から始業
午前11時までに解除になった場合	5校時(午後 1時35分)から始業 (5校時からの始業の場合、給食は中止です)
午前11時現在、暴風警報発令中の場合	臨時休業

※解除になった場合の登校については、特に安全に気をつけてください。

★『暴風警報』が在校中に発表された場合

登校後に暴風警報が発表された場合は、直ちに臨時休業としたうえで、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととします。その後、町別児童会の組織にしたがい集団下校の措置を取ります。

児童の帰宅時に保護者が不在等の理由で、「学校で待機させる」と4月にお知らせいただいている、変更(集団下校)される場合には、必ず連絡帳等で事前に知らせてください。

なお、学校待機で保護者の方がお迎えに来られる児童は、必ず連絡(緊急連絡先を担任・児童に伝える。)が取れるようにしておいてください。

★「大雨警報」「洪水警報」等が発表された場合

原則として通常通り授業を行いますが、気象状況等から、教育委員会などの判断により臨時休校とする場合もあります。その場合にはホームページやPTAメール配信で最新の情報をお知らせしますので、ご確認をお願いします。

★避難指示が発令された場合

(1) 水害の避難指示について

金閣学区に避難指示が発令された場合は、暴風警報が発令された場合と同じ措置をとります。

(2) 土砂災害の避難指示について

本校の敷地は土砂災害警戒区域に含まれておりませんので、金閣学区に避難指示が発令された場合、基本的に臨時休業とはしません。ただし、校区内の状況により、学校の判断で臨時休業とする場合もあります。その場合には学校ホームページやPTAメール配信でお知らせします。

◎『特別警報』発表の対応

1. 登校前に発表された場合

解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機とする。

2. 在校中に発表された場合

直ちに臨時休業とするが、下校の安全が確認できるまで、原則、児童は学校に留め置くこととする。その後は、暴風警報と同様に対応する。

3. 特別警報解除についての対応

(1) 午前0時までに解除になった場合 5校時から始業

(2) 午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、「京都市域において震度5弱以上の地震」があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

★登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生したときは、次の登校日を臨時休業とします。

※学校所在の北区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

※下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ及びPTAメール配信により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

★在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。

帰宅については、保護者への引き渡し帰宅とします。

★家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため、「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。